

## 嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、市民の安全で安定した家庭用水の確保を図るため、給水区域外において居住に必要な家庭用水を確保する給水施設を整備する者に対し、予算の範囲内における嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域外 嘉麻市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嘉麻市条例第181号）第2条第2項に規定する給水区域以外の区域をいう。
- (2) 家庭用水 飲用その他の日常生活において家庭で使用される水をいう。
- (3) 居住 生活の本拠とすることをいう。
- (4) 給水施設 井戸又は湧水等を利用し、居住に必要な家庭用水を確保するための取水、貯水、浄水及び送水施設をいう。
- (5) 共同利用 2世帯以上で同一の給水施設を利用することをいう。
- (6) 水質検査 別表の項目について、水質検査機関（地方公共団体の機関又は水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4第1項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者をいう。）が検査することをいう。

### (補助対象者)

第3条 市長は、給水区域外において給水施設を設置する個人又は共同利用の代表者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは補助金を交付しない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申

請者と同一世帯に属する者並びに共同利用する場合の共同利用者が、嘉麻市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成18年嘉麻市規則第166号）第6条第2号に規定する市税等（以下「市税等」という。）を滞納しているとき。

(2) 当該給水施設において、この規程によるもののほか、同様の補助金の交付又は公共工事等に伴う補償を受けた場合で、当該補助又は補償を受けた年度の翌年度から起算して10年以上経過していないとき。ただし、災害等により既設の水源（井戸又は湧水等をいう。）が枯渇し、汚染し、又は破損した場合において、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(3) 申請者以外の者が所有する土地に給水施設を設置する場合において、当該土地所有者の承諾が得られないとき。

(4) 別荘等の一時的な居住の用に供する建物、事務所又は店舗その他これらに類する事業用建物及び賃貸住宅又は建売住宅等申請者自らの居住の目的以外で給水施設を設置するとき。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、給水施設の新設工事又は更新工事（機器等の取替及び修繕工事を除く。）に係る費用であって、次に掲げるものとする。

(1) ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む。）

(2) 取水管工事費

(3) ポンプ設置工事費

(4) 給水管（屋内配管を除く。）工事費

(5) 電気設備工事費

(6) 貯水タンク設置工事費

(7) 浄水施設（家庭用浄水器を除く。）設置工事費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1世帯当たり20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が10万円に満たない場合は、補助

金の交付を行わないものとする。

- 3 第1項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 申請者は、補助対象経費に係る工事等（以下「補助対象工事等」という。）の契約を締結する前に、当該工事等について市長と協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 補助対象工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- (3) 設計図面（配置図）
- (4) 土地使用承諾書（様式第2号）（共同利用の場合又は申請者以外が所有する土地に給水施設を設置する場合）
- (5) 代表者選任届（様式第3号）（共同利用の場合）
- (6) 誓約及び納付状況等調査同意書（様式第4号）（申請者及び申請者と同一世帯に属する者並びに共同利用の場合は共同利用者関係世帯員全員分）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付けることができる。

(補助対象工事等の事前着手及び承認等)

第9条 申請者は、緊急その他やむを得ない理由により、前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受ける前に補助対象工事等に着手する場合は、あらかじめ嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金事前着手承認申請書（様式第6号）を市

長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金事前着手承認・不承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の変更及び承認等）

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金計画変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金計画変更承認・不承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（調査又は報告）

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、交付決定者に対し、必要な調査をし、又は報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事等を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 請負契約書の写し
- （2） 領収書の写し
- （3） 補助対象工事等に係る写真（着工前、工事中、完成）
- （4） 竣工図面（配置図）
- （5） 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- （6） 別表に定める水質検査項目の検査を依頼したことが証明できる書類の写し
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象工事等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに嘉麻市嘉麻市家庭用水確保整備事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 補助金をこの規程の目的以外の用途に使用したとき。

（3） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（給水施設の保全）

第17条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた給水施設の衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査等を行わなければならない。

（嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第18条 この規程に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

（補則）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年7月1日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月15日水管規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付規程は、令和3年4月1日から適用する。

（様式に関する経過措置）

2 この規程の施行の際現にある改正前の嘉麻市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付規程に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月28日水管規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の嘉麻市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付規程に基づき、補助金の交付を受け、補助対象工事を実施したにもかかわらず、その効用が十分に果たせていないと市長が認める者については、改正後の第3条第2項第2号の規定を適用しない。

附 則（令和5年4月1日水管規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月17日水管規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に手続中の補助金は、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 6 月 2 6 日水管規程第 3 号）

この規程は、令和 8 年 6 月 2 6 日から施行する。

別表

（水質検査項目）

- 1 一般細菌
- 2 大腸菌
- 3 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 4 鉄及びその化合物
- 5 塩化物イオン
- 6 カルシウム、マグネシウム等（硬度）
- 7 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- 8 pH値
- 9 味
- 10 臭気
- 11 色度
- 12 濁度
- 13 亜硝酸態窒素

※検査項目については、水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）に準じる。